

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き、会議を開きます。

市長から提出されました第 52 号議案、第 53 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 44 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 44 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 2. 第 45 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 45 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 3. 第 46 号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

第 46 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／質疑通告していませんけれど。

現行の資格証の廃止とマイナ保険証への移行の問題ではありますが、資格証のこれまでの発行枚数の人数と、マイナ保険証の現在の取得数、マイナンバーカードをお持ちでない人、この対象になる人の数字を示していただければと思います。

よろしくお願いします。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／おはようございます。

今、御質問あった件ですが、すみませんが、通告を受けていませんので手元にデータを持っていませんので、後だってお示ししたいと思います。

議長／20番 江原議員

江原議員／重要な案件ですので、質疑通告なかってでも用意してほしいということを議長に申し上げておきたいと思います。

議長／今、20番江原議員がおっしゃいましたけれども、武雄市議会の申し合わせ事項におきましては、提出されている議案の審議については大綱質疑をすると、そして詳細については委員会で詳細を審議をするということになっておりますので、もし、細かい数字を求められるのであれば、事前に通告制になっておりますので、ぜひ通告をしていただきますよう、指導をしておきたいと思います。

ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 第47号議案 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

第47号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 第49号議案 令和6年度武雄市一般会計補正予算(第2回)を議題といたします。

第49号議案に対する質疑を開始します。

本議案については、3名の議員より質疑の通告がっておりますので、まずこれを通告順に許可したいと思います。

7 番 朝長議員

朝長議員／通告をしておりました2項目について、併せて3点質問をさせていただきます。まず、債務負担行為の大学施設整備費補助金についてですが、20年間で約2億円の用地貸付料など補助金支出に関する条件について、旭学園さんとの契約内容が決まっているのかどうか、将来のインフレとか、早期***時の条件なども含めて決まっていればその概要、また決まっていなければ、いつ決まるのかについてお尋ねをいたします。

あと、1項目は、4款1項2目、予防費について、まず、使用されるワクチンについてですが、自己増殖型のレプリコンワクチンという新しいタイプのワクチンが世界で最初に日本で実用化されることになっているようで、さらなる健康被害を懸念する専門家もいらっしゃるようです、ということで使用するワクチンの種類が決まっているのか、決まっていればその種類、名称をお尋ねします。

もう1点は、接種費用についてですが、一回あたりの費用が1万5,300円程度、当初見込みの7,000円から8,300円値上がりしていると伺っています。

これがワクチンの値上がりによるものだとすれば、ワクチンの単価が以前の3倍、約1万円程度になるのではないかと思います、実際のところ接種費用に占めるワクチンの薬剤費は幾らになるのか、以上3点お尋ねいたします。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

大学については、私からお答えをいたします。

今回、債務負担行為でお願いしています、補助金につきましては、補助金の支出については補助金支出の交付規則というのがそもそもありますけれどもそれだけではなく、予算成立後に市で補助金交付要綱を作成をいたします。

その要綱の中では、文部科学大臣による大学の設置認可がなされていることというのを交付の条件として付す予定であります。

用地につきましては、特別委員会でも御説明をしておりますけれども、本年度の契約日から学生がそろそろ、いわゆる完成年度の2030年3月までを無償に、そしてその後2051年3月までを有償で貸付を行うことに関する契約を旭学園が大学設置認可申請を提出するまでに締結したいと考えております。

先ほど、インフレ等々お話ありましたけれども、市におきましては様々なリスクに対しましても、他市の前例などを参考にするなどによって、要綱の作成等をする間に学園側と協議をしてみたいと考えております。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／御質問にありましたワクチンの種類の件ですが、厚生労働省のホームページによりますと、mRNAワクチン、組換えタンパクワクチンが国内外で承認を受けているとのことであります。

国の自治体説明会では、秋冬用ワクチンについては、最新のWHOの推奨株を用いることを基本にされており、現時点ではメーカーや種類は示されておりません。

1万5,300円程度の接種費用については、国の自治体説明会で示されている費用でありまして、そのうちワクチン薬剤費は1万1,600円程度との説明を受けております。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／3点ほどお伺いします。

まず、1点目ですけれども今度の債務負担行為、19億。

これは、私が覚えている限りでは、補助金としては最高額ですよ。

契約金額とか何とかというのは多々ありましたけれども、補助金としての支出はこれが一番高いと思います。

単独でやられると、単独というかやられるということで、まず、一つ目アンケート、その学校に入るかどうかというこのアンケートがありました。

5月21日の委員会では、60名が大学を受ける、そして、かつ、60名は入学しますという委員会での説明がありました。

70やったかな。

まあ、いいです、60か70、いいです。

その後2日後に開かれた説明会での公式な説明では、100に上がっていました。

その中で我々は、この議案の採決の大きな要因であるアンケート数、つまり、大学の需要というのがどれくらいあるかという目安をきちんと図りたいので、随時、採決の日まで、このアンケート数を我々のもとに届けることが可能かどうか、これを第1点目の質問にしたいと思います。

2点目、先ほど市長がおっしゃいました、補助金要綱、一番冒頭で言いました、武雄市にとって最大の今まで、私も覚えている限りでは最大の補助金。

これが、例えば契約とか支援金だとまた別かもしれませんが、そして、先ほど市長はよその事例をとということでは言っていましたけれども、これは市の単独で補助金要綱というのはつくれるんですね。

よそを参考にしながらできると思いますけれども、その補助金要綱の中にいろんなことを考
える限り入れていただきたい。

やって、みんなが心配している継続ですね、継続の分、最低何年は、最低これはおかしいで
すけども、そういうふうな要項の中にいろんな要件を加えることができるのか。

私はできると思いますけども、基本的な他市の例をならった要綱、そして、市単独でできる。

例えば、金の話、銀行さんからお金を借りますと。

お金を借りて運営しますと。

そういう中で銀行というのは、必ず担保物権というのを必要とするんですね。

例えば、今度つくるところの部分は担保に入らないとか、そういう要綱も入れないといけな
いかもしれない。

それと、市長が説明会で、モニターで、文字で書かれてたんですけども、その中の今度武雄
にできる大学の教育では反日教育はしないということをおっしゃっていました。

そういう部分もきちんと入れられるのか。

今、例えばですよ、例えばの話をしています。

それともう一つは、留学生、これも物すごく市民の方々が心配されている部分です。

例えば、ある大学では留学生の2割がもう行方不明になっている。

多いところでは、もう1万人以上がトータルでいうと1万人以上の留学生が行方不明になっ
ている、行き方知らずになっている。

そういうところの留学生の管理はきちんとすることとか、そういうことを要綱に入れられる
かどうか。

そういう様々な要綱というのは、市で今度のはつくることができます。

国からの流れの補助金ではありません。

ですから、そういうことができるかどうかこれが2点目。

3点目、3点目はいつも特別委員会の人に私が質問している、我々は貸借対照表をいた
きました、大学の。

貸借対照表をいただいて、こういう財政ですよというのを聞きました。

そういう中で、貸借対照表というのは、その日の部分のやつです。

ですから、損益計算書、そして決算書、さらにグループの連結決算書そういうのを見て判断
していますかというのをいつも聞いています。

今回、こういうふうな予算が出てきました。

市民の方々がやっぱりもう一つ心配しているのは、体力があるのかというところを心配され
ています。

我々もそう思って、私もそういう質問をしてきました。

ですから、今度これが出たということは、今言った3つの決算書等を含むものを見て、この

金額でできると市が担保してこの金額を出されたのか。

以上、3点をお伺いしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／まず、1点目のアンケートについてです。

牟田議員おっしゃるように、やはり認可申請をするために必要なのは、しっかりと学生が確保されているかどうか、それがデータで出ているかどうか、これが認可申請に当たっての非常に重要なポイントであるというふうに思っています。

前回から比べて最新の情報として、アンケートについて、現在、集計の段階ではありますけれども、武雄アジア大学を第一志望として受験をする、かつ、合格したら入学するという回答をした生徒数につきましては、認可申請に必要といわれております入学定員を超えたというふうに最新の情報として連絡が当たっているところであります。

2点目ですけれども、様々な御懸念はこれまでも特別委員会等を通していただいております。

私も同じように感じる場所もございます。

いただいている様々な御指摘につきましては、様々なリスクを想定して、市民が損害を被ることがないように旭学園と協議をして文書を交わすなどの対応をしております。

3点目ですけれども、この点も体力があるかというところも大変大事であります。

旭学園の令和5年度の事業実績、決算関係書類については、市で確認をしております、例えば、特定資産や現金預金で16億が確かに確保されているなどを確認しているところであります。

議長／12番 池田議員

池田議員／49号議案に対して、何点かお伺いをさせていただきます。

まず初めに、第2表の債務負担行為、大学のやつと放課後児童クラブのほうが上がっています。

大学のほうは総務のほうで、私、総務のほうなのでお聞きしませんが、そもそも債務負担行為という財政の措置ですね、この行為について、債務負担行為というのはどういうことなのか、まずこれを御説明いただきたい。

そして、次に債務負担行為の放課後児童クラブ運営業務委託料これについて、昨年9月でしたっけ、放課後児童クラブの利用料の改定の条例改正がありました。

そのベースでいけば、令和5年度運営費ベースでいけば、1億8,871万6,000円なんですね。

令和6年度の運営費見込額でいけば、1億9,644万8,000円。

令和6年度の方は、利用料が上がった見込額かなと予想しておりますけれども、これからいって令和7年から9年度の平均額の見込でいって、2億5,869万1,000円なんですね。

幅が、1億9,000万から2億5,000万とあるんですが、かなり余裕があるのかなと思っております。

私、今回懸念しているのは委託をして、利用料が上がったりすることがなくいけるのか、そして、また場所はこれまでどおりの場所でやっていくのか。

これまでだったら、公営だったので経費ですね、電気料とかいろんな経費が直営でよかったと思います、これが委託業者のほうにいくのか、そして職員の方々の待遇ですね、これについては、今、直営でやっているの、会計年度任用職員制度というものが当てはまっていると思います。

委託になった場合、この職員の方々の待遇がどうなるのかお尋ねをいたします。

次に、予算書16ページ、2款1項1目12節の委託料ですね。

共創モデル実証運行業務委託料、そしてモビリティ人材育成業務委託料のこの委託をする目的と事業内容ですね。

そして、この中で国庫支出金が2,696万出ております。

次に、一般財源が、1,104万3,000円投入されています。

これは国の実証実験のモデル事業であって、市費が、一般財源が投入される理由をまず、お尋ねをいたします。

この共創モデル実証運行業務委託料というこの事業自体がライドシェアかなと、ライドシェアの運行実証なのかなと思っておりますが、これの導入経緯についてお尋ねをいたします。

次に、これまで地域公共交通会議との関連で、2月にこの会議がありました。

これまでも数回あっておりますが、昨年9月、12月とライドシェアの件、質問があったと思います。

2月の段階では、このライドシェアの話は一切この会議の中では出ておりません。

3月の一般質問でも出ましたが、答弁としてはすぐ取り組むことがないという答弁をいただいた中、率先して手を上げることはないという答弁だったと思います。

これが今回6月になって唐突に上がってきた。

この導入経緯について、地域公共交通会議の中で話が出なかった、出なかったですね。

ここで出してきたこの関連をお尋ねをいたします。

そして、昨年12月の一般質問の後、たしか、市民の方か誰か分かりませんが、要請書が出たと思います。

回答もされています。

この質問と要請書と回答書のあった中で、3月の一般質問がありました、この関連について

お尋ねをさせていただきます。

そして、参考資料のほうにはコンビニ体験ツアーというものがあったんですが、予算書のほうですとコンビニ体験ツアーという部分がなかなか見当たらなかったもので、これはどこに入っていて体験ツアーということなので、どういう事業をされるのかお尋ねをいたします。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／おはようございます。

まず、第1点目の債務負担行為についてですけども、これは地方自治法214条に規定をされております。

歳出予算は、会計年度独立の原則によってその年度に限って使用できるものであり、予算の裏づけなしに支出負担行為、契約等はできません。

しかし、複数年度にわたる契約など1会計年度で解決できない場合に、翌年度以降の契約などを可能にするため具体的な事業名と期間について、議決を経て、翌年度以降の予算の約束を取り付けるもの、これを債務負担行為と言われています。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／放課後児童クラブに関する御質問の部分でございます、まず、1点目でございますが、利用料についてでございます。

利用料につきましては、今後民間委託による利用料の値上げという部分につきましては、現時点では考えておりません。

それと、2番目の場所でございますが、場所につきましては、今、実際に利用されている場所を活用していただくというふうに考えております。

職員の待遇ということで、現在の雇用支援員の待遇ということでございますけれども、基本的に継続をして雇用をしていただけるように、これについては仕様書に記載する予定でございます。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／おはようございます。

まず、私のほうからはライドシェアの実装実験の全般について御質問についてお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の共創モデル実証運行事業につきましては、新幹線開業やコロナ終息によりま

す、観光客の増加、タクシー不足などにより時間帯によっては、公共交通空白地域となっている状況でございます。

市民や観光客の移動手段の一つとしてライドシェアの実装実験に取り組み、その効果検証を行うものであります。

2つ目のモビリティ人材育成事業についての内容につきましてでございますが、地域の変化に応じた地域公共体系の見直しが必要であり、これは武雄市だけの課題だけではなく、近隣地帯でも同様であるため、嬉野市、大町町と地域間で連携しながら、区長さんなどの地域の代表者や交通事業者、福祉事業者など、公共交通に関連する様々な立場の方々を対象として、地域交通をコーディネートできる人材を育成し、持続可能な地域交通の在り方を検討するものでございます。

また、今年度策定いたします地域公共交通計画にも本事業で得た意見を反映していきたいと考えております。

2点目の一般財源が計上されているその理由ということでございますが、モビリティ人材育成事業につきましては、補助対象事業費の全額が補助でございますが、共創モデル実証運行事業につきましては、補助対象事業費の500万円以下は全額補助、500万円を超える部分は補助率3分の2となっているため、500万円を超える部分の3分の1が一般財源として必要となります。

3点目の必要な部分につきましては、先ほど申しましたとおり新幹線開業やコロナ終息により観光客の増加に対しまして、タクシー不足等が発生しておりますので、そこを補うためにも何が必要なのかということで、一つの手法としてライドシェアを検討していきたいと考えております。

それから、4点目の公共交通会議においてライドシェアの話は出なかったのか、その理由ということでございますが、令和6年2月時点、地域公共交通会議を開いた際には、まだまだ先進自治体や国の補助金について調査・研究を行っている状況だったために地域公共交通会議には上げておりません。

また、要望書等に関しましては、当然、市民や各種団体から要望書や要請書が出されたこともありまして、取り組む要因の一因ではありますけれども、これにつきましては、以前からライドシェアの研究、調査を行っておりまして、今回、国の補助制度を活用することになったために、市民や観光客の移動手段の一つとして、ライドシェアの調査や実証実験に取り組むものでございます。

以上でございます。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／コンビニ交付体験ツアーに関してですが、現在、コンビニと同じ端末機を市役所に設置をしております。

それを使用しまして、職員と一緒にマイナンバーカードを使って、実際に体験いただくことで、コンビニ交付の簡単さや便利さを実感していただきたいと考えております。

同時に、7月1日からのコンビニ交付手数料100円の周知も兼ねております。

5名以上の団体を対象としまして、マイクロバスなどで送迎を考えております。

予算についてですが、17ページの2款4項1目戸籍住民基本台帳費のところ、消費税と手数料を5万1,000円計上しております。

消耗品は、体験ツアーや手数料100円の周知のチラシ用で、手数料については通常、コンビニ交付の発行時に必要な手数料をツアーでは無料で御体験いただけるよう市が負担する形で計上をしております。

議長／12番 池田議員

池田議員／再度お聞きします。

放課後児童クラブのほうですね、現時点では利用料の改定は考えていないということですが、物価の問題もあって、その考える時期が来るときもあるかも分かりませんが、なかなかやはり負担というものが増えていくのは、子育ての中で大きな負担となってくるので、そこは重々重く検討していただくことと、そして、仕様書のほうにもこれは放課後児童クラブの民間委託ということで職員さんの処遇も変わってまいります。

その中で質が上がっていくように、仕様書のほうにもしっかりと明記をしていただくことをしっかりやっていただくということをまず、言うておきます。

できるか、できないか、そこですね。

議長／すみません、質問者、質疑をお願いいたします。

要望はなしで。

池田議員／そこは、できるかできないかということで、質問させていただきました。

議長／続けてください。

池田議員／申し訳ございません。

次に、ライドシェアの分ですね。

ライドシェアの分については、地域公共交通の中で空白地帯を埋めるとか何とか。

私もこのライドシェアについては、全く否定するものでもありませんが、必要な分は必要な分と思っております。

しかし、既存の事業者とかいろんな運送事業者とかもある中に、ここはやはり、しっかりと協議をしながら進めていくということで答弁をされていたので、すぐはしっかりやっていけるのかなと、公共交通会議の中でも出てくるのかなと思いつつ見守ってきたところでもあります。

さきの、地域の足ですね、これをつくっていくためには必要なことだと思っておりますが、大きな方針転換じゃなかったのかなと思うんですよ。

3月の議会のときもやはりほかの地区のことも考えてやってくれという質問も出ていました。その中で、大きな方針転換に至ったのはなぜなのか。

これですね、一般質問の中で、その市民有志の会の要請書を手に入れましたという質問が、しっかり議事録に残っています。

手に入れられたということで、私、これが上がってきて、取ったんですよ、この定例会前ですね。

詳細は申し上げませんが、回答によってはSNSにアップするような文言も書かれています。

そして、この中では、12月の答弁を修正せろということで書いてあるんですよ。

それを受けて3月の質問をする。

これが何か政治的な圧力とか、また、SNSによる攻撃発信ですね、こういうものが影響したのか、そこについてお尋ねをいたします。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／まず、放課後児童クラブの件でございますが、先ほど答弁の中で雇用につきましては継続をするということでございますけれども、処遇につきましても、現処遇を最低限ということでお願いをする旨を考えているところでございます。

また、公務の質の低下等の懸念でございますが、民間事業者の様々なノウハウを活用することで、子供たちの遊びや生活体験の充実、支援員の安定的な確保など、放課後児童クラブのさらなる質の向上になるものというふうに期待しているところでございます。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御質問にお答えいたします。

私の12月と3月議会の一般質問の答弁でございますが、まず、12月議会につきましては私のほうから確かに先行事例として取り組むことはありませんと答弁しております。

3月議会におきましては、私のほうから、それから、市長のほうから国の補助金などを活用して調査を始めたい、進めていきたい、取り組んでいきたいということで申しております。そういった中で2月に市民団体からの要望書、3月に各種団体からの要望書を受け取っております。

確かに先ほども答弁いたしましたとおり、要望書等もありましたので、3月議会の答弁に合わせまして取り組んでいきたい、その折に国の補助金も出ましたので、それを活用していきたいということで今回上げております。

先ほど御指摘いただきました、圧力等によって方針転換を行ったという経緯ではございません。

議長／12番 池田議員

池田議員／それと事業について、しっかり議論していくことは大事だと思っているんですよ。今回、いろんな流れを見て、*****があっている。

これを看過できないんですよ。

これをやはり、弱いとは言いません。

議会も我々、政治家が個人攻撃を受けるのはいいですよ。

職員さんがそういう行為を受けないように、ここは市長、事業を進める上で、個人攻撃がなされた場合、しっかりと強い立場で、そこは対抗していくと。

これはライドシェアに関連していることですからね。

そこを伺います。

議長／12番池田議員に申し上げます。

ここは議案質疑でございます。

議案の質疑に、本質に関わる部分についての質疑でございますので、先ほどの***の件については少し外れておりますので、この部分については削除したいというふうに思います。

ほかにございせんか。

8番 豊村議員

豊村議員／大学に関する債務負担行為の件で、ちょっとお伺いします。

先ほども様々なリスクを想定してということでありましたが、私も3月議会でもうまくいかなかったときのことを考えておかないといけないということを言いましたが、ちょっと幾つか質問をしながら確認をさせていただきます。

3月議会でもちょっと質問したことでもあるんですが、認可が下りなかったとき、市として

は認可が下りなかったときは解体して更地にしてもらうということを明言をされています。
3月議会のときは、それをいつするのかというのは、認可が下りなかったときに協議します
ということだったんですが、やっぱり建設に入る前に申請前にはやっぱり決めておくべきで
はないかというふうに思っております。

その点、どう考えるかというのもありますし、その際のコストなんですけれども、もし認可
が下りなかったら、武雄市も県も予算を執行しないということになりますので、ということ
は、申請したら建物を建てないといけないので、建てた分の予算、総事業費、運営費を抜い
た総事業費は約30億円といわれていますけれども、その分と、あと、解体費用というのが、全
部学校法人側にかかってきます。

実際、現実どうなのかなというふうに思うところはあるんですが、その辺の見込みを市とし
てどのように考えているのかというところをお伺いします。

次なんですけれども、これもいろいろ私も述べてきたところなんですけれども、予算議案とし
て今回提案されたタイミングですね。

先ほどもアンケートのことがありましたけれども、特別委員会で7月上旬にアンケート結果が
整理されて、出せますということでしたが、決算書、文科省の審査では、やはりアンケート
のこと、財務状況というところが重要になるという中で、そういったところがしっかり整理
された形で、議会にも資料として提出されてから予算提案というのが流れ、筋としてはある
んじゃないかなというふうに思っています。

なぜ6月議会にこだわるのかというところですね。

例えばそれが成立された後に、臨時議会を開いて、予算提案とか、そういうことが考えられ
なかったのかということと、6月議会に提案しようとしたのは市の考えでしたのか、学校法
人からの要望なのかというところを思います。

それと、予算の提案に関して、今回もですけれども、ほかの予算議案と抱き合わせになっ
ていますので、今回の大学の分は特別委員会も設置されたようなことでもあるので、単独で
すべきではなかったなと思うところがあります。

この点についての考えをお伺いしたいと思います。

そして、最後ですけれども、5月23日に市役所の1階の市民ホールで説明会がありました。
市民の方もですが、市役所も部長さん、課長さんたち、たくさん来られていましたが、市長
もそのとき登壇をされて、説明をされました。

思ったのは、その後に、市長からSNS等での発信があるんじゃないかと思っていたのですが、
何もなかったもので、その点ちょっと違和感があったのですが、一番引っ張る立場の市長
がやはり情報を発信されなかったこと、この点なぜなんだろうかというところをお伺いしま
す。

議長／小松市長

小松市長／まず、1点目の認可が下りなかったときというお話ですけれども、まず、もう議員の皆さんも御承知のとおり、通常であれば、普通であれば、認可が下りた後に建物の建設に着工すると、これが何となく一般的な考えだと思うんですけれども、こと、大学設置については、先後これは例外なく認可申請をすると同時に建物を着工して、そして、建物の進み具合もその中の審査に入るという、そういった少しちょっと流れが違う、ただ、これは先後、例外なくそのように進められてきたというのが少し特殊であるということでもあります。その中で、認可が下りなかったときの解体については、これまで特別委員会でも申し上げておりました。

一般的な原則としては、やはり解体をして更地をするというのは原則ですけれども、一方で、例えば認可が仮に下りなかった場合にその改善点を改善すれば再チャレンジをするという可能性もここはございますので、そういう意味で事前に解体をするという約束をするということとはなかなか難しいのではないかというふうに思っています。

また、解体費用と建設費、全て学校法人が負担をすることになるんじゃないかということですが、その根拠については、数字の根拠については把握は、我々としては、今、根拠は持ち合わせてはおりません。

先ほど申し上げましたとおり、認可が下りなかった場合に、旭学園が、そういった改めて再チャレンジするのか、あるいは断念をして建物を解体するのか、あるいはそれ以外にどうするのか、このあたりについては市民に損害を与えないように旭学園としっかり協議をしていきたいと考えております。

そして、2点目ですけれども、なぜ6月議会なのかというところですが、この6月議会については、以前からも特別委員会などで、これまでも6月議会での予算計上というふうに説明をしてきました。

10月に文部科学省に認可申請をします。

認可申請をする手前では、やはり資金計画を含めて、膨大な量の申請書の準備が必要となります。

その準備期間を考えると、今6月議会がタイムリミットであるというふうに考えております。アンケートについては、先ほど申し上げましたとおり集計中にはありますけれども、定員を満たすだけの人数が確保できているというふうにもあります。

この6月議会については、タイムリミットだと考えておりますので、ぜひ議会のほうでも御議論いただければと思っております。

最後ですけれども、SNSの発信についてですけれども、これにつきましてはその説明会の様子については、市の公式SNSでその様子については掲載をしておりますので、個人でのS

NSの発信はしていない状況であります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／1番、1回目の質問で3つ。

一つは支援金として、土地開発基金と合併振興基金を取り崩して充てるとされておりますので、この土地開発基金について、第2条で基金の額は2億5,000万円とすると。

その中、2、3項があるんですが、この土地開発基金とこの設置の目的は第1条に公用、もしくは公共用に使用する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、土地開発基金、以下、基金という、を設置すると示されて、第3条の2項に市長は基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならないと示されているわけです。

ですので、私、これ条例を見ると、この大学の支援に充てる基金に該当するのかと、私はしないと。

だから、ここから基金を取り崩すことは、条例違反だと申し上げたいんです。

そして、この間、土地開発基金の合併時は2億9,276万6,000円積み立てられておりました。

その間ずっと増えていって、現在8億6,603万3,000円と。

それを6億取り崩すということですから、この間2億5,000万以上、ずっと取り組んできたこの目的に対して、どういう目的があるから積み立てたのか、その内容をお示してください。

この設置目的とこの間の経緯、この公共用に供する土地のためですね、その中身をお尋ねをしたいと思います、1点。

2点目は、国への補助金申請の経過がありまして、5月21日、1億円の国への支援の目的の補助の名称、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創成拠点整備タイプを補助額5億円を申請されたわけです。

3月末に内示予定ということでしたが、それが不採択というふうにされたわけですね。

そのときの報道によりますと、私、びっくりしたんですよ。

市、大学設置支援室の担当者は、二次募集実施の正式な連絡は受けていないが、例年実施されているので準備を進めていくと。

そして、私の議員宛のメールが届いたわけです。

再提出に向けた準備を進めますと、流れです。

そして、そのときの翌日の報道で、補助金の不採択について開学担当の今村正治佐賀女子短期大学。

議長／質問者に申し上げます。

一般質問ではなくて、質疑をお願いいたします。

江原議員／質疑です、だから。

この補助金ありきで進めているわけではないので、準備に変更はないと。

だから、5億円の補助金申請がなくなっても。

議長／質疑をお願いいたします。

江原議員／別に変更はないというコメントをされているわけですよ。

だから、私はこの武雄市が再提出に向けた準備を進めると、私ども議員にメールを送られたときに、今村学長も補助金を再度申請する機会があればと言われているわけですから、誰でもこのメールが来たら、再申請をするものだと思っているわけですよ、私は。

私は、だから、この5億円の不採択の理由を前、一般質問で昨日言いましたけど。

だから、再提出に向けた準備というのは再申請をするためでしょ。

これが3月、通知が来たときです。

5月21日、今日、断念を決めましたと言われました。

約2か月。

議長／20番江原議員、発言を止めてください。

この場は一般質問の場ではありませんので、自分の意見ではなくて、今、提案されている議案に対して、中身に対して質疑をしてください。

お願いいたします。

もう3回目でございますので、注意をさせていただきます。

江原議員／おかしいって、議会のあなたたちがおかしいと。

議長／質問を続けてください。

江原議員／武雄市議会の運営がおかしいと。

議長／質問を続けてください。

江原議員／私は、だから5億円を武雄市が国に申請する、断念した経過を聞いているんです

よ。

関係あるくさいね。

私は、この債務負担行為に 19 億 5,000 万出ているわけでしょう。

その中身の問題を聞いているわけですから。

何が駄目。

中身を聞いているんですよ、経過も踏まえて、議案審議として。

議長／質問者、質疑の中身は分かりましたので、次の質疑に入ってください。

江原議員／だから、この再提出に向けた準備を***。

議長／質問者の思いはもう結構です。

十分分かっておられますので、次の質疑に入ってください。

江原議員／答弁してください。

2 点目を答弁してください。

次、3 点目言いますから。

再提出を、再申請ね、再提出と再申請、この違いを明確に答えてください。

3 点目は、私はこの間の、約 1 年半の経過、市長が先ほど言われました。

約 1 年半の、この大学発表が 2 月 13 日、昨年 2 月 13 日、全員協議会が開かれましたよね。

それで私ども議員も市民も分かったわけです。

その分かる前の、一昨年 12 月 1 日に内田理事長が申入れに来られたと、そういう経過がずっとありましたよね。

そういうときに、13 億円、特別委員会の第 2 回の審議のときに発表されました。

議長／20 番、質問者に申し上げます。

この議案審議は、武雄市議会の申合せ事項の中で、委員会付託にする議案については、この質疑は大綱質疑とすると。

そしてまた、詳細については委員会で御議論いただくというふうなことになっております。

20 番江原議員も所管の担当の委員でございますので、細かい内容については、そちらのほうでお尋ねをいただきたいというふうに思います。

大綱質疑でお願いいたします。

そしてまた、一般質問に当たるような自分の私見は述べないようにお願いいたします。

江原議員／3点目のね、私言いました、13億円の根拠。

先ほど土地開発基金と合併振興基金の問題、最初、1番目、土地開発基金の問題言いましたよね。

6億円の出資の正当性のこと。

2点目は、いわゆる再提出に向けた準備を進めますと。

これは誰でも再申請をするものだというふうに思って、それを、断念を5月21日にされたじゃないですか。

その2か月の経過を、ちゃんと議会に説明するべきですよ。

議長／20番江原議員、質疑の内容は確認取れましたので、質疑をとどめてください。

答弁をさせます。

江原議員／まず、答弁をください。

議長／小松市長

小松市長／まず、1点目の土地開発基金の件であります。

議員も御承知だと思いますけれども、基金には積立基金と、運用基金というのがあります。積み立て基金というのは特定の目的のために積み上げて、それに対して使うものです。

運用基金はそうではありません。

そういう制限はございません。

土地開発基金は運用基金であって、運用基金である土地開発基金を活用するのは法令違反ではないということは法制執務でも確認をしておりますし、県内のほかの自治体でも前例があるところでもあります。

2点目のデジ田の交付金ですけれども、我々も再申請を考えておりました。

もともと、デジタル田園都市交付金は、公の施設に対する交付というふうになっていたんですけれども、公の施設じゃなくても、それが民間であっても、市と協定を結んだところには交付ができるという例外的な規定があったので、我々もじゃあチャレンジしようということでしたけれども、その後、内閣府からも連絡、いろいろやり取りの中で、令和6年度はさらに要件が厳しくなって、公の施設でないとは基本的には交付は認められまないと、非常に交付の可能性は低いですよという話がありましたので、私たちとしても、それを受けて断念をしたということでもあります。

この件については、特別委員会でも既に御説明をしております。

3点目の13億の根拠ですけれども、これについては、小城市が西九州大学看護学部を誘致し

たときのスキーム、補助率などをそのまま、それを参考にして、確かな根拠を持って積み上げた数字だというふうに我々は考えております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

20 番江原議員は、担当の所管の委員会でございますので、そちらのほうで詳細質疑をお願いいたします。

大綱質疑をお願いいたします。

20 番 江原議員

江原議員／今、市長の答弁で、断念された、国の補助金申請を断念された。

国から、3月不採択の理由が来た後、国から令和6年度、審査が厳しくなりましたと、変更になりましたと。

それはいつなんですか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／一旦不採択になったことにつきましては、二次募集が6月の3日締め
の締切りとなっておりますので、その前までの打合せの中で、年度当初のほうになってお
ります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第6．第50号議案 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題
といたします。

第50号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7. 第 51 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 51 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の締結について及び
日程第 9. 第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の締結についての 2
議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎営業部長

山崎営業部長／おはようございます。

第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の締結についてと第 53 号議案
袴野地区地すべり対策工事締結についての（その 2）請負契約の締結についての 2 議案につ
いて補足説明を申し上げます。

本 2 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案書（その 2）の 3 ページを御覧ください。

第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）につきましては、特定建設工事共同企業
体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った 2 つの企業体を指名し、5 月 30
日に入札を行っております。

その結果、石丸建設・松尾一建工業・国土防災技術特定建設工事共同企業体が、消費税を含
め 5 億 820 万円で落札され、6 月 5 日付で仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。

工事の内容につきましては、地滑り工事の下部エリアに当たり、排水対策がメインの工事と
なり、対策工事の範囲は約 3 ヘクタールとなっております。

議案資料の 2 ページに変更土地利用計画図、3 ページに計画平面図、4 ページに工事分割平
面図、5 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案書（その２）の５ページを御覧ください。

第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その２）につきましても、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った２つの企業体を指名し、５月 30 日に入札を行っております。

山崎・日本建設技術特定建設共同企業体が、消費税を含め 3 億 2,780 万円で落札され、６月 5 日付で仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっており、工事の内容につきましても、地滑り地区の上部エリアに当たり、のり面对策がメインの工事となり、対策工事の範囲は約 1 ヘクタールということになっております。

議案資料の 6 ページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 5 2 号議案及び第 5 3 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

以上の 2 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 報告第 3 号 令和 5 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告第 3 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 11. 報告第 4 号 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 4 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 12. 報告第 5 号 令和 5 年度武雄市給湯事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 13. 報告第 6 号 令和 5 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 14. 報告第 7 号 令和 5 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでございますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 15. 報告第 8 号 令和 5 年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 16. 報告第 9 号 令和 5 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 17. 報告第 10 号 令和 5 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 18. 意見書第 2 号 破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

7 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

意見書第 2 号 破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書（案）について、御説明を申し上げます。

まずは、意見書の内容を読み上げます。

2012 年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、FIT 法に

基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急激に増加し、広大な山林等のメガソーラーだけでなく、空き地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになった。

これに伴い、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきている。

太陽光パネルは破損した場合でも、浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性があるため、感電したり火災が起きたりするおそれがある。

また、火災時の消火については、通常より距離を置くなど、感電に対する配慮が求められる。

さらに太陽光パネルには鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が使われている場合があり、土壌や水源に流出した場合は環境汚染を引き起こすおそれもある。

令和6年1月1日の能登半島地震においては、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損した。

石川県穴水町では、斜面に数百平方メートルにわたって敷き詰められていた太陽光パネルが崩落し、町道を塞いだ。

同県珠洲市では、スーパーの屋根に設置されていた太陽光パネルが建物ごと崩壊し、長期にわたりそのまま残されたが、スーパーの経営者は、発火のおそれがあることを知らなかった。

破損した太陽光パネルの取扱いについては、経産省や環境省などが、製造業者や事業者向けにガイドラインなどを作成しているが、一般国民にはその危険性について十分に周知されているとは言いがたい。

住民に身近な地方自治体のホームページを見ても、周知をしているところは少ない。

水害、地震の多い我が国においては、太陽光発電パネルの安全対策についてより一層国民に周知すべきであり、このことが国民の生命を守ることにつながる。

よって、国におかれては、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、国民に十二分に周知する取組を行われるよう強く要望するという内容になっておりますが、武雄市内でも、住宅に隣接した発電施設などが増えてきており、市民の安全安心を守るためには、まずは感電や有害物質などの危険性を多くの皆さんに知っていただくことが非常に重要であると考えて、提案させていただきました。

説明は以上です。

議長／意見書第2号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

9番 上田議員

上田議員／すみません、提出者の方にちょっとお尋ねをいたしますけど、この意見書の上から6行目、太陽光パネルはというところに、ちょっと私も勉強不足なので教えていただきました

いんですけど、太陽光パネルは破損した場合でも、浸水した場合でも日が当たれば発電を行う可能性がある、可能性というところが記載があります。

感電したり、火災が起きたりするおそれがあると。

また、火災時の消火については、通常より距離を置くなど、そこはすみません、そこはいいですね。

太陽光パネルには鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が使われている場合がある。

さらには土壤に流出した場合は環境汚染を引き起こすおそれがあるというような形で、全てにおいてですよ、私が読む限り、仮定の話を書いてあるような形に捉えられるんですけど、なぜここを断定されるような文言が使われていないのか、ちょっとそこら辺を教えていただければと思います。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／断定した言い方ができないというのは、例えば破損したパネルに日光が当たっているとか当たっていないとか、浸水した場合に配線の、水につかっている、つかっていないとか、そのときの状況、状況で感電、必ずしも感電するとは限らない。

でも、感電するおそれがあるのであれば近づいてはいけないということを多くの人に知っていただく必要があるということです。

危険性というのは、あくまで可能性の問題です。

全ての場合において感電するとは断言できないということです。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。